

練馬区立小中一貫教育校 設置に関する基本方針

平成 20 年(2008 年) 11 月

練馬区教育委員会

目 次

第1章	小中一貫教育校設置の経緯	1
1	小中一貫教育校設置の契機	1
2	小中連携教育の推進	1
3	小中連携教育の成果・課題と「練馬区新長期計画」	2
4	教育委員会における協議	3
5	練馬区立小中一貫教育校推進委員会による答申	3
第2章	小中一貫教育校設置の意義と特色	4
1	小中一貫教育校設置の意義	4
2	小中一貫教育校の特色	4
3	小中一貫教育校設置の効果	5
4	小中一貫教育校設置による小中連携教育の充実	6
第3章	小中一貫教育校の構想	7
1	小中一貫教育校の教育	7
2	小中一貫教育校の学校経営体制	8
3	小中一貫教育校の施設整備	8
4	小中一貫教育校への就学(通学区域・学校選択制度との関連)	8
第4章	小中一貫教育校の選定と今後の進め方	10
1	小中一貫教育校の選定	10
2	今後の進め方	10
	資料編	11
	これまでの経過	19

第1章 小中一貫教育校設置の経緯

1 小中一貫教育校設置の契機

教育委員会では、21世紀を担う児童・生徒のための教育の在り方を見直し、練馬の教育を時代の要請にこたえられるものとするために、平成13年10月、「21世紀の練馬の教育を考える懇談会」を発足させました。同懇談会では、「これからの学校の基本的なあり方」について協議し、目指すべき方向として、「特色ある学校づくり」と「開かれた学校づくり」をあげ、その考え方を示しました。

平成15年3月に公表された同懇談会による答申では、「一貫教育の目的は異校種間の途切れをなくし、継続的指導を可能とすることである。また、教育課程の連携、教員間の連携、子ども同士の交流などを密にし、結果として既存校も含め、特色ある魅力ある学校を実現することにある。」としています。その上で、子どもの発達段階を踏まえた幼児期から中等教育までの一貫教育の検討と小中連携の推進が提言されました。

練馬区では、この提言を契機として、小中連携教育を推進し、小中一貫教育校の設置に向けて検討することになりました。

なお、国においても平成17年10月、中央教育審議会答申の中で、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて検討することの必要性が提言されました。

2 小中連携教育の推進

下石神井小学校・石神井南中学校の研究（平成14・15・16年度）

練馬区では、いち早く下石神井小学校と石神井南中学校が、平成14・15年度文部科学省の小中連携教育実践研究協力校の指定を受け、また平成15・16年度には、練馬区教育委員会の教育研究校にも指定され、小中で一貫した教育課程の編成や基礎的・基本的な学力の定着を目指した教科指導、児童・生徒間交流の促進等、連携を深める実践的な研究を行いました。

上石神井小学校・上石神井中学校の研究（平成17・18・19年度）

上石神井小学校と上石神井中学校では、平成17・18・19年度練馬区教育委員会の教育課題研究指定校として、中学生による小学生への学習指導など、学ぶ意欲を高める教育活動の工夫や円滑な小中の接続、学力向上に向けた授業改善の研究を行いました。

隣接校小中連携教育推進連絡会の開催（平成17年度）

平成17年11月には、13地区の隣接する小中学校を対象とした隣接校小中連携教育推進連絡会を開催し、教育研究校の実践事例を発表し合うとともに、各校における連携教育の成果と課題をとりまとめました。また、これを契機として、平成18年度以降、小中連携の取組を教育課程に位置づけることになり、小中連携教育の一層の拡充を図りました。

光が丘第五小学校・光が丘第三中学校の研究（平成 19・20 年度）

光が丘第五小学校と光が丘第三中学校では、平成 19・20 年度練馬区教育委員会の教育課題研究指定校として、小学校と中学校の連携を一層進め、発達段階に応じた小中学校間の円滑な接続と義務教育 9 年間を見通した教育活動の在り方について研究しています。

3 小中連携教育の成果・課題と「練馬区新長期計画」

練馬区の小中連携教育は、教育研究校の取組に始まり、13 地区小中学校での実践を経て、平成 18 年度以降全区的に展開するなど、着実にその歩みを進めてきました（P12 資料 1 参照）。小中連携教育を推進した結果、以下の成果を得ることができました。

小中連携の視点を重視した授業を実践することにより、中学生の学習意欲が高まり、学力向上が図られたこと（P13 資料 2 参照）。

小学生が中学校の様子を理解することができ、中学校進学への不安が取り除かれ、その結果、不登校生徒数が減少したこと（P13 資料 3 参照）。

中学生が小学生の学習に対して、指導・相談・助言などで交流をもつことにより、優しさやいたわりの心がはぐくまれ、落ち着きや自信が得られたこと。

小中学校における指導方法の違いや児童・生徒の成長・発達の違いについて理解が深まり、小中学校の教員の相互理解が進んだこと。

教員、児童・生徒が、地域と共に歩む小中学校の一員であることを自覚し、地域社会に対する意識が高まったこと。

一方、小中連携教育を進めていく上で、以下の課題が明らかとなりました。

生活指導の連携にとどまらず、教科等の指導における連携を実際の教育活動の中に組み込み、より良い指導方法の在り方を深めていく必要があること。

小中学校の教員間において、小中連携教育に対する理解が十分に浸透していないこと。

各校における小中連携の運営組織や定期的な連絡会など、推進体制を組織化する必要があること。

各教科ごとの共通理解や情報交換が進まず、教育課程の編成や教職員体制において限界があること。

練馬区ではこれら小中連携教育の成果と課題を踏まえつつ、教育研究校等の成果を更に深めるために、平成 18 年 3 月、「練馬区新長期計画（平成 18 年度～22 年度）」において、施策「小中学校の教育内容を充実する」の中に、小中連携教育の更なる推進と小中一貫教育校の設置を位置づけることにしました。

4 教育委員会における協議

平成 19 年 4 月から 9 月にかけて開催された教育委員会では、児童・生徒の身体の成長の変化、学力向上の課題、不登校をはじめとする生活指導上の諸問題などについて協議し、以下のような実態や課題を確認しました。

児童・生徒の心理的・身体的成長が早まり、小学校 5 年生ごろに思春期特有の著しい心身の変化が見られるようになった。そのため、児童・生徒の心身の発達に応じた指導が必要であること（P14、15 資料 4、5 参照）。

義務教育段階における学力向上の課題として、小学校から中学校へ進学すると、学習内容が高度になるだけでなく、学級担任から教科担任へと指導体制が変わるため、新しい環境への円滑な移行が困難となっていること（P16 資料 6 参照）。

小学校と中学校との環境の大きな変化が原因となり、学校生活に不適應を起こし、不登校や問題行動など生活指導上の課題がある児童・生徒が増える傾向にあること（P17 資料 7 参照）。

小学校の教員と中学校の教員との間では、児童・生徒の成長・発達に対する理解や指導の面で、意識や価値観に違いがある。児童・生徒が学習上のつまずきや学校生活への不適應を起こさないためには、小中学校の教員が互いに理解し合い、学校間の円滑な接続が必要であること。

また、小中連携の取組状況や小中一貫教育校における教育の効果についても議論を深めました。協議の中であわせて行った小中一貫教育校に関する校長の意識・意向調査の結果、9 年間を見通した指導をすることが児童・生徒の成長にとって必要であると考えている校長の割合が約 9 割にも上ることが明らかとなりました（P18 資料 8 参照）。

教育委員会は、小中一貫教育校の設置は意義のある施策であるとして、保護者、校長等で構成する練馬区立小中一貫教育校推進委員会を設置することとし、小中一貫教育校を設置するための基本方針の策定を諮問しました。

5 練馬区立小中一貫教育校推進委員会による答申

平成 19 年 10 月に発足した練馬区立小中一貫教育校推進委員会では、小中一貫教育校の設置の意義や在り方について議論を重ねました。この中で、小中一貫教育校は、小中連携の取組を更に発展させて、小中学校の教員の相互協力関係のもと、個に応じたきめ細かな指導により、児童・生徒一人一人の個性や能力を伸ばすことが期待できることが確認されました。

推進委員会は、平成 20 年 3 月、学校教育の更なる充実を図るために、「練馬区における小中一貫教育校設置の基本方針」について教育長に答申しました。

第2章 小中一貫教育校設置の意義と特色

1 小中一貫教育校設置の意義

練馬区が設置を計画している小中一貫教育校は、義務教育9年間の一貫した教育課程と学校環境のもとで学ぶ場を提供し、児童・生徒の発達段階に応じた学習指導および生活指導を行うことにより、児童・生徒一人一人の個性や能力を伸ばす教育の充実を図るものです。

また、小中一貫教育校における取組とその成果を他の小中学校に情報発信して小中連携教育等に生かすことにより、すべての小中学校において特色や魅力のある学校づくりを推進し、練馬の学校教育の活性化を図るものです。

なお、練馬区における小中一貫教育と小中連携教育の関係は、下表のとおりです。

〔練馬区における小中一貫教育と小中連携教育〕

	小中一貫教育	小中連携教育
定義	義務教育の小中学校9年間を一貫した教育課程と学校環境のもとで実施するもの。	児童・生徒、教員の交流や合同の活動を通して小中学校間の円滑な接続を図るもの。
目的	小中の連続性ある教育活動の充実	小中学校間の円滑な接続
教育課程 (注)	9年間にわたる一貫した教育課程	6・3制のままで円滑な接続を図る。
学校経営	一元的・一体的な学校経営	小中学校がそれぞれで経営
児童・生徒	学校生活を共にする。	計画的に交流を行う。
教職員	一つの学校の一員として、児童・生徒の教育にあたる。	それぞれの学校に籍を置いたまま、互いに連携・協力して、児童・生徒の教育を行う。

(注)教育課程・・・学校教育の目的や目標を達成するため、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等について、学年に応じて教育の内容を授業時数との関連から総合的に組織した学校の教育計画のこと。

2 小中一貫教育校の特色

小中の連続性ある教育活動の充実・推進

知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成します。

知育では、9年間にわたる一貫した教育課程により計画的・継続的な教育を行い、児童・生徒の心身の発達段階に応じたきめの細かい指導を推進することにより、学習内容の定着を図ります。また、小中学校の教員の相互協力による指導や小学校高学年から一部教科担任制を導入することにより、学力の向上を図ります。

徳育では、9年間にわたる学校生活を通して、小中一貫教育校だからこそできる異年齢集団による活動や体験的な学習を行うことにより、多様な生き方を指導します。

体育では、健康の保持増進や体力の向上を目指した指導を充実するために、地域社会と連携した生涯スポーツを推進し、生涯にわたる健康と体力の基礎づくりを図ります。

小中教職員の一体化による学校経営の活性化

学校経営の一元化を図り、学校教育を活性化します。

小中学校間の円滑な接続を図り、一元的・一体的な学校経営を推進します。

教育課題を実践的に研究し、その成果を公表します。

他の小中学校に情報を発信し、学校教育の充実を図ります。

小中一貫教育校による学校・家庭・地域社会の教育力の向上

学校・家庭・地域社会の教育力を高め、地域に根ざした教育を推進します。

学校・家庭・地域社会の協力による地域の特色を生かした教育を実践します。

学校・家庭・地域社会の連携を図るため、情報提供、活動支援などを行います。

3 小中一貫教育校設置の効果

小中一貫教育校では、以下のような効果が期待できます。

9年間を見通した教育課程を編成・実施することにより、発達段階に応じた計画的・継続的な学習指導および生活指導の充実を図ることができます。

小学校から中学校へ進学する際の段差（学習内容や指導方法の違い）を緩やかなものにし、円滑な移行を図ることにより、安定した学校生活を送ることができます。その結果、不登校や問題行動を減少させることもできます。

幅広い異年齢集団による活動を通じて、豊かな人間性や社会性を育成することができます。

小学校の教員と中学校の教員の相互協力関係が構築でき、学力や体力の向上等の高い教育効果を上げることができます。

地域社会と連携した特色ある学校づくりを推進し、魅力ある学校とすることによって、保護者や地域社会からの信頼を高めて、地域の教育力を向上させることができます。その結果、学校と地域社会の活性化を図ることができます。

4 小中一貫教育校設置による小中連携教育の充実

小中一貫教育校は、小中連携教育の課題を解決し、なお一層の推進を図るために、先導的な役割を担います。小中一貫教育校が他の小中学校に向けて情報を発信し、その実践の成果を小中連携教育に生かすことによって、学習指導および生活指導上の課題解決を図ります。

具体的には、小中一貫教育校の成果を基に、学校と地域社会の実態や実情に応じて、小中学校の教員を対象とした合同研修会や教員の交流、指導の重点の共有、時間割編成の工夫、小中合同の教育活動や保護者の交流活動などを実践することにより、小中連携教育を更に充実させます。

とりわけ、隣接校小中連携教育推進連絡会の小中学校においては、積極的に小中一貫教育校の成果を取り入れて、小中連携の強化を図ります。

第3章 小中一貫教育校の構想

1 小中一貫教育校の教育

小中一貫教育校の教育方針

小中一貫教育校では、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の育成を基本とし、知・徳・体の調和を図り、児童・生徒の「生きる力」をはぐくむことを目指します。

「確かな学力」については、9年間にわたる学びの連続性を確保し、学力の向上を図ります。

「豊かな人間性」については、異年齢集団での交流や体験的な学習を通して、人間としての生き方を育てます。

「健康と体力」については、地域社会と連携した生涯スポーツを推進し、健康と体力の基礎づくりを促進します。

小中一貫教育校の教育目標と教育課程

小中一貫教育校では、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成を目指す教育目標を設定し、小中一貫教育校や地域社会の実態および児童・生徒の心身の発達を十分考慮して、9年間の一貫した教育課程を編成・実施します。

小中一貫教育校の特質を生かした教育

義務教育の9年間では、児童・生徒の心理的・身体的成長において、以下のような特徴があります。

・心身の発達の変化

身体的な発達が早まってきたことに伴い、心の発達も促され、小学校5年生ごろから思春期が始まると考えられること。

・学力形成の特質

小学校5年生ごろから論理的思考に興味を示し、中学校2年生ごろになると具体的な物を使わずに論理的な思考ができるようになること。

・生徒指導上の課題

小学校5年生と中学校1年生において、不登校児童・生徒数が増える傾向にあること。

そこで、9年間で以下の3期に分けて、それぞれの段階におけるねらいや重点を明確にし、指導します。

・ 期（1～4年）

基礎・基本を繰り返して、習熟を図る時期です。学びの基本姿勢を身に付けることを目指します。

・ 期（5～7年）

基礎・基本を生かして、具体的な物で考える時期から論理的・抽象的思考へ

移行する時期です。意欲的に学ぶ姿勢を身に付けることを目指します。

・ 期（８・９年）

基礎・基本を応用して、論理的・抽象的思考を着実にを行う時期です。主体的に学ぶ姿勢を身に付けることを目指します。

2 小中一貫教育校の学校経営体制

小中一貫教育校は、法律上は小学校と中学校を基本にしていますが、小学校と中学校が一つの学校として、一体となった組織体制を編成する必要があります。そのため、小中一貫教育校の校長は、学校経営の一元化を図るため、原則として1人とします。副校長については、小中学校間の連絡や地域社会との連携も考え、原則として3人体制とし、校長の学校経営を支えています。

また、小中一貫教育校では指導の一貫性を確保し、一貫教育の効果を発揮するために、小学校と中学校の教職員が日常的に連携し、一体的運営を図る必要があります。そのため、小中学校教員の兼務発令によって一体的な教育指導体制を確立します。

3 小中一貫教育校の施設整備

小中一貫教育校の施設形態としては、校舎を共有する施設一体型、校舎が隣接する施設隣接型、校舎が離れている施設分離型に分類できます。

小中学校の教職員と児童・生徒が常に身近なところで教育活動を行うことにより、教職員と児童・生徒の一体感が生まれることから、小学校と中学校の距離が近い方が、より高い教育効果が期待できます。

小中一貫教育校の施設の在り方としては、小中一貫教育校における教育活動や学校経営体制の在り方から施設一体型が望ましいと言えます。しかし、新築または改築には多くの費用と時間を要することになることから、小学校と中学校の校舎間の移動が容易な施設隣接型施設を必要に応じて改修し、使用します。

なお、施設一体型の小中一貫教育校の設置については、小中一貫教育校の成果の検証や小中学校の改築等を勘案し、検討していきます。

4 小中一貫教育校への就学（通学区域・学校選択制度との関連）

練馬区の小学校においては、通学区域制度を採用し、児童の就学する学校を指定しています。また、中学校においては通学区域制度に加え、生徒・保護者の意思の尊重と特色や魅力のある学校づくりの観点から学校選択制度を実施しています。小中一貫教育校への就学についても、この制度の趣旨は尊重していく必要があります。

一方、小中一貫教育校は、基本的には9年間の在籍を前提とすることから、その設置にあたっては、小学校と中学校の通学区域が一致していることが望ましいと言えます。しかし、練馬区では、小学校と中学校の通学区域は必ずしも一致していません。

そのため、小中一貫教育校の小学校（以下「一貫小学校」という。）の在籍者で、小中一貫教育校の中学校（以下「一貫中学校」という。）の通学区域外に居住する場合の学校選択制度における優先的な入学や、一貫小学校への周辺校からの指定校変更による入学など、特例的措置を設けることを検討します。

なお、一貫小学校以外で、一貫中学校の通学区域と重なる通学区域をもつ小学校がある場合には、小中連携の強化などにより、円滑な接続に配慮し、教育活動の充実を図る必要があります。

また、小中一貫教育校の教育課程は、文部科学省の学習指導要領に準拠して編成するため、中学校選択制度により一貫小学校以外の小学校から一貫中学校に入学する場合や、転居等に伴い小中一貫教育校以外の小中学校から小中一貫教育校に転入学する場合であっても、学習する上で特段の問題は生じません。

〔練馬区における小中一貫教育校の構想図〕

練馬区立小中一貫教育校									
特色	9年間にわたる一貫した教育課程による教育								
学年	小学校				中学校				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
段階	期				期			期	
発達の特徴	具体的な物を通して考える時期				論理的・抽象的思考へ移行する時期			論理的・抽象的思考を着実に 行う時期	
指導の重点	基礎・基本を繰り返して 基本を学ぶ。				基礎・基本を生かして 意欲的に学ぶ。			基礎・基本を 応用して 主体的に学ぶ。	
指導体制	学級担任制				一部教科担任制			教科担任制	
教育方針	生きる力の育成	知《確かな学力》 9年間にわたる学びの連続性を確保し、学力の向上を図る。							
		徳《豊かな人間性》 異年齢集団での交流や体験的な学習を通して、人間としての生き方を育てる。							
		体《健康と体力》 地域社会と連携した生涯スポーツを推進し、健康と体力の基礎づくりを促進する。							
学校経営	原則として、校長1人、副校長3人体制とする。 小中学校教員の兼務発令により、一体的な教育指導体制を確立する。								
施設整備	施設隣接型の小中学校を必要に応じて改修し、使用する。								
就学	就学する小学校の指定校変更や中学校選択制度において、特例的な措置をとる。								

第4章 小中一貫教育校の選定と今後の進め方

1 小中一貫教育校の選定

特色ある学校づくりや魅力ある学校づくりを進める上で、以下の点を考慮し、教育委員会が小中一貫教育校を構成する小学校と中学校を選定します。

教育指導の充実

学習指導および生活指導上、小中一貫教育の効果が期待できる学校を選定の対象校とします。

小中連携の実績

小中一貫教育校への円滑な移行が期待できることから、小中連携の活動の実績がある学校や小中連携の活動に熱意がある学校を選定の対象校とします。

学校と地域社会の活性化

小中一貫教育校にすることにより、学校と地域社会の活性化が期待できる学校を選定の対象校とします。

小中学校の施設形態

小中一貫教育校において、児童・生徒が学習し、教職員が指導を行うためには、小中学校の校舎間の移動が容易であることが望ましいことから、小学校と中学校が隣接している学校を選定の対象校とします。

小中学校の通学区域の関係

小中一貫教育校は、基本的には9年間の在籍を前提とすることから、小学校と中学校の通学区域が一致しているか、小学校が中学校の通学区域に包含されている学校を選定の対象校とします。

2 今後の進め方

実施計画の作成

小中一貫教育校を選定した後、練馬区立小中一貫教育校推進委員会において、教育内容、学校経営、施設整備、就学等について本方針に基づき更に検討し、平成23年4月の開校を目指し、実施計画を作成します。

特に、教育内容については、練馬区の児童・生徒が抱える教育上の課題や小中一貫教育校独自の課題に着目して、実施計画の中で具体的に検討し、策定していきます。

小中一貫教育校設置後の展開

小中一貫教育校の取組とその成果については、情報提供、研究発表、人事交流等を通じて、他の小中学校における継続的な指導の在り方や課題解決等に生かし、練馬区すべての小中学校における教育活動と指導の質的向上を図っていきます。

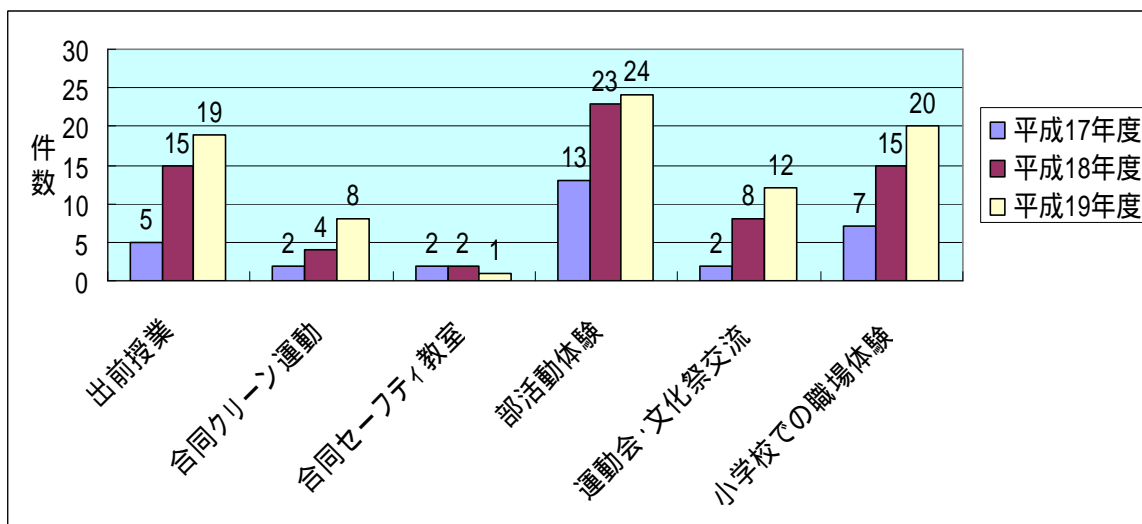
また、小中一貫教育校の成果を検証した上で、小中連携教育の強化を進めていくとともに、小中一貫教育校を更に設置することについて検討します。

資料編

- (資料1) 小中連携教育の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- (資料2) 学力向上の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- (資料3) 学期ごとに10日以上欠席した生徒数の変化・・・・・・・・・・13
- (資料4) 練馬区児童・生徒の身長伸びの比較・・・・・・・・・・14
- (資料5) 全国児童・生徒の身長伸びの比較・・・・・・・・・・15
- (資料6) 生活・学習意識調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- (資料7) 平成18年度中学校3年生の不登校数の経年変化・・・・・・・・・・17
- (資料8) 小中一貫教育についての校長の考え方・・・・・・・・・・18

(資料1) 小中連携教育の取組状況

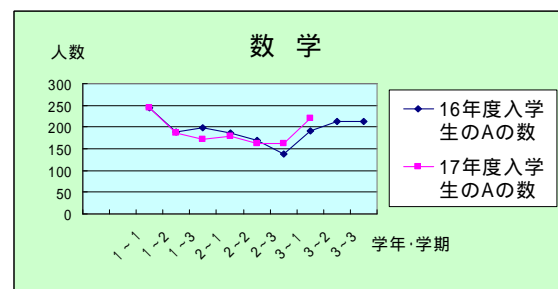
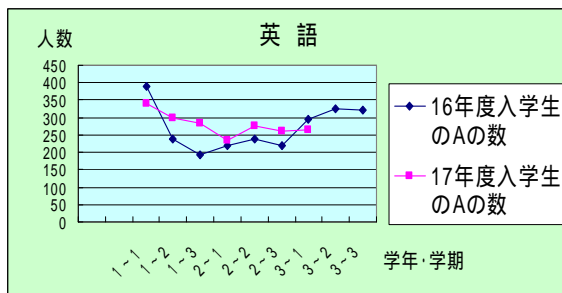
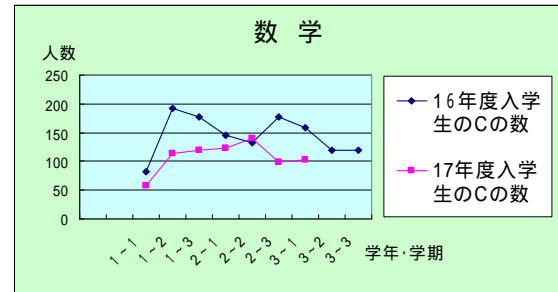
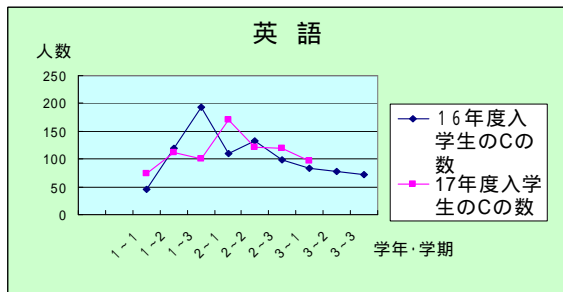
平成17・18・19年度の小中連携教育の主な事例数



小中連携事例	内 容
出前授業	中学校教員が小学校に出向き授業を行う。
合同クリーン運動	小中学校が合同で地域清掃活動を行う。
合同セーフティ教室	小中学校が合同で警察と連携し、非行防止・犯罪被害防止の指導を行う。
部活動体験	小学生が中学校で部活動を体験する。
運動会・文化祭交流	中学生による小学校の運動会の補助や参加、小学生の中学校文化祭の参観や中学生の小学校学芸会への出演等を行う。
小学校での職場体験	中学生が授業補助や用務主事の職務を体験する。

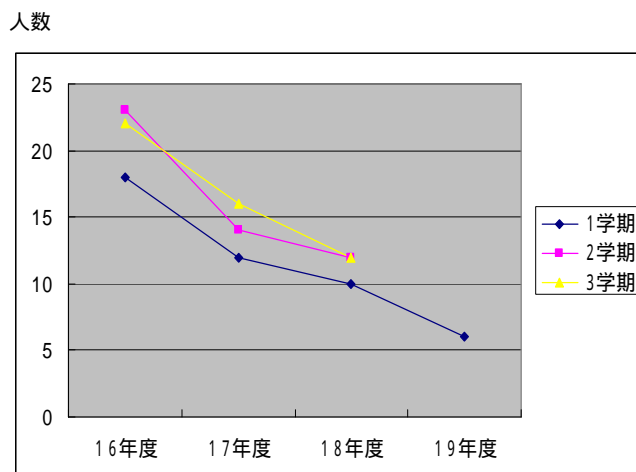
(資料2) 学力向上の成果

平成16・17年度に入学した生徒の数学と英語の成績推移(3年間)を学期ごとに表した。両年度とも、観点別評価の全体的な推移としては、入学以降、学年が上がるにつれてC評価は減少傾向にあり、研究の成果が表れた結果となった。



「平成19年度上石神井小学校・上石神井中学校の研究紀要」より

(資料3) 学期ごとに10日以上欠席した生徒数の変化

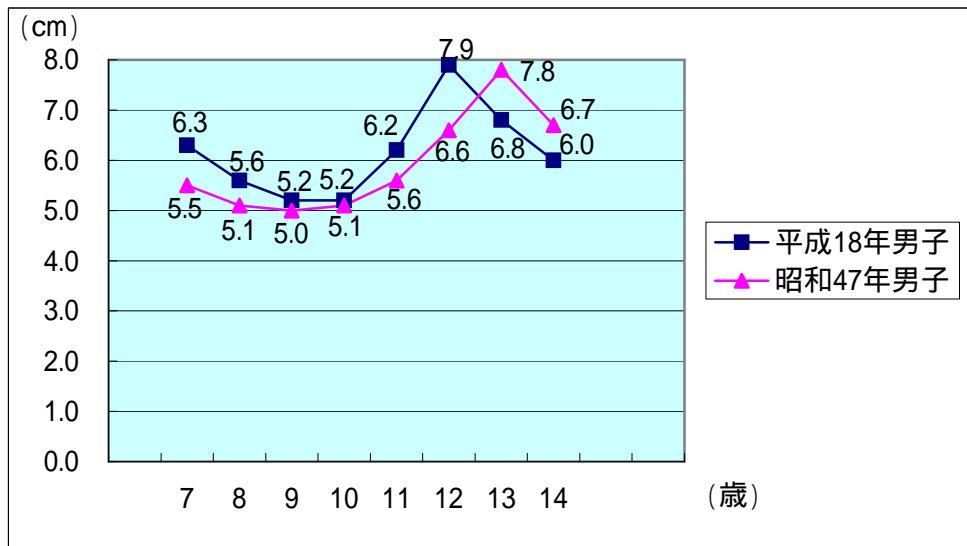


「平成19年度上石神井小学校・上石神井中学校の研究紀要」より

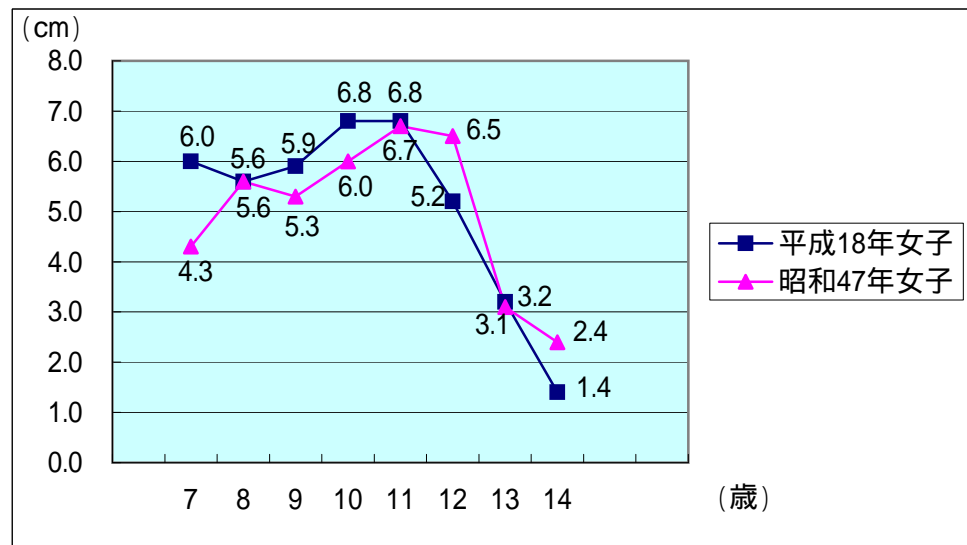
(資料4) 練馬区児童・生徒の身長伸びの比較

数字は、各年齢ごとの1年間に伸びた身長を示している。男子、女子ともに、身長の伸びのピークが早まっている。

男子



女子

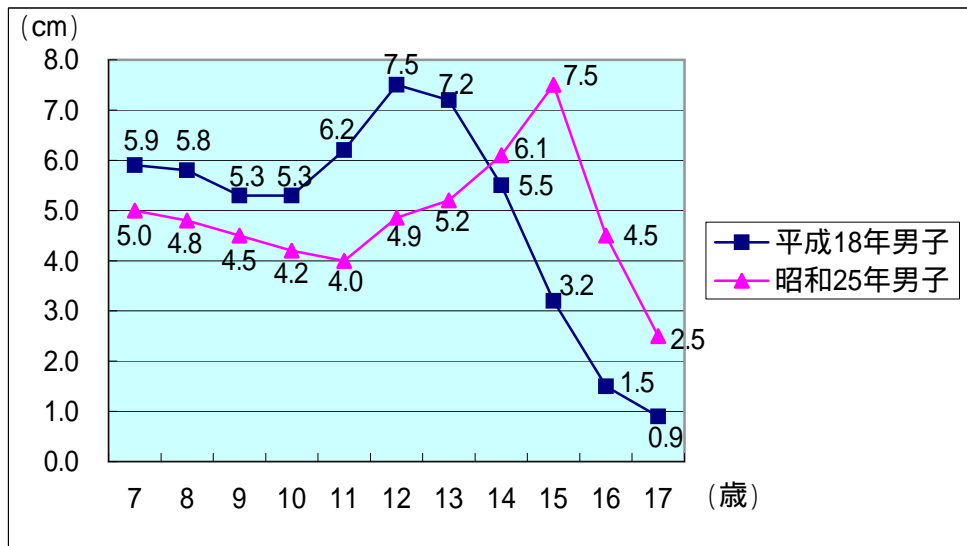


保健給食課「学校保健 定期健康診断」より

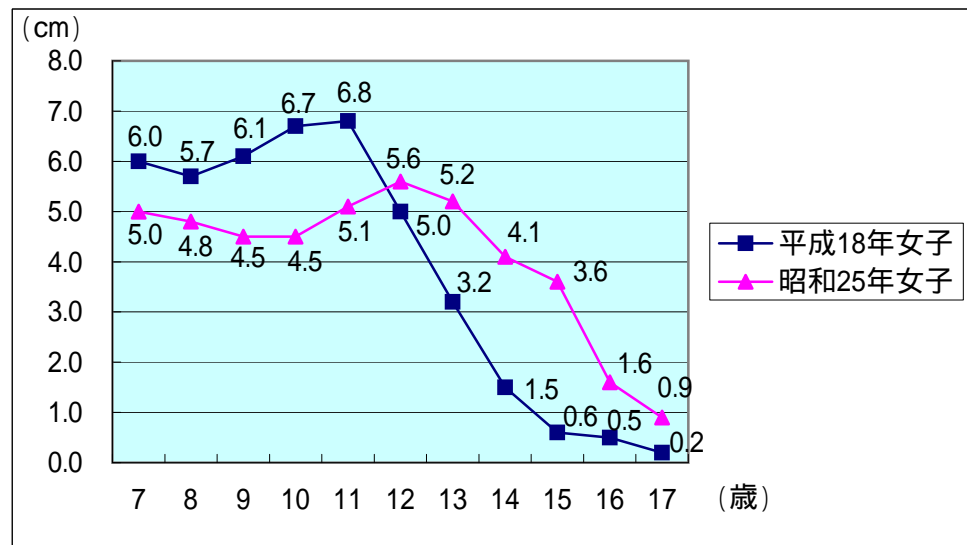
(資料5) 全国児童・生徒の身長伸びの比較

数字は、各年齢ごとの1年間に伸びた身長を示している。男子、女子ともに、身長の伸びのピークが早まっている。

男子



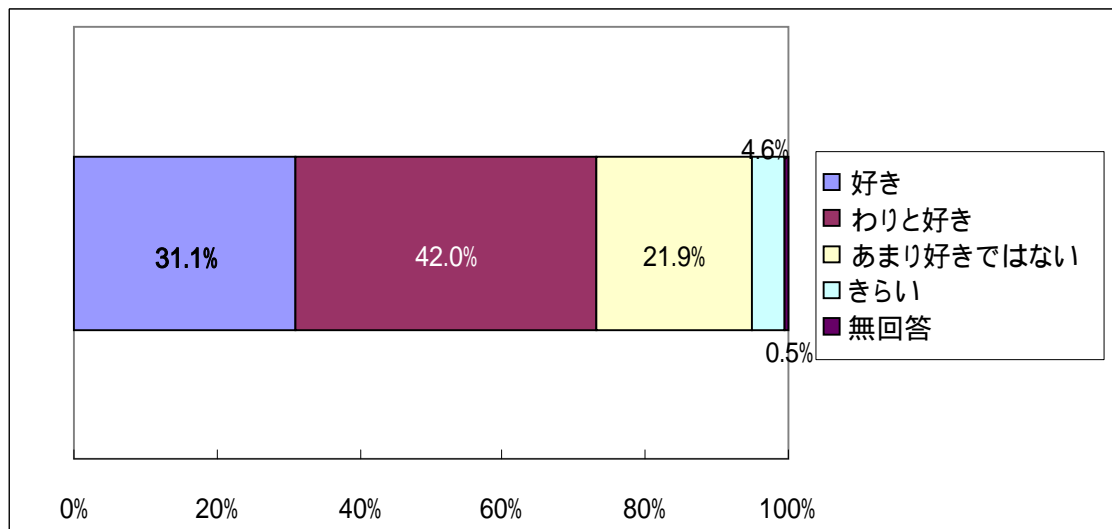
女子



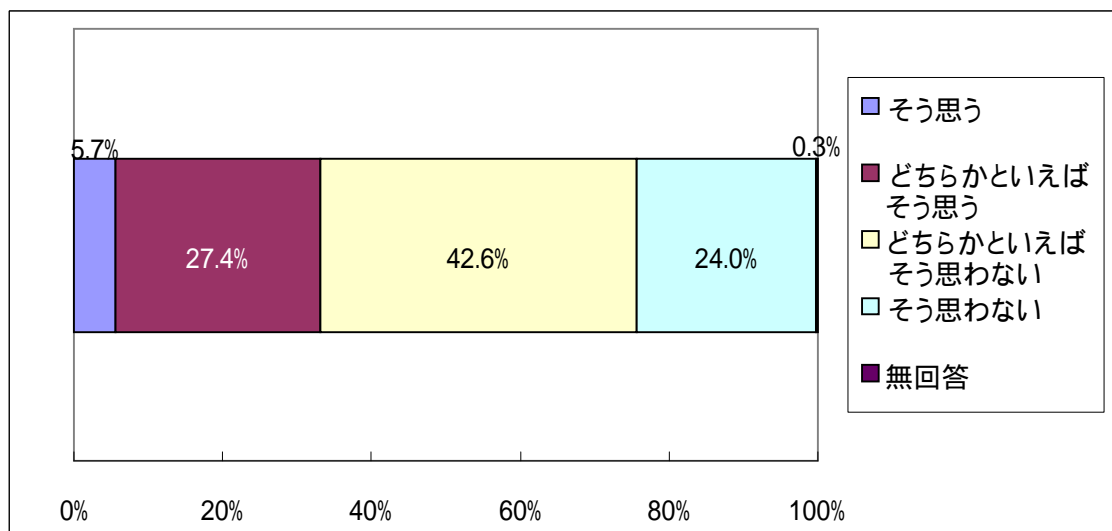
文部科学省ホームページ「平成18年度学校保健統計調査」より

(資料6) 生活・学習意識調査の結果

(質問) 勉強は好きですか。(対象: 練馬区立小学校 第4学年)

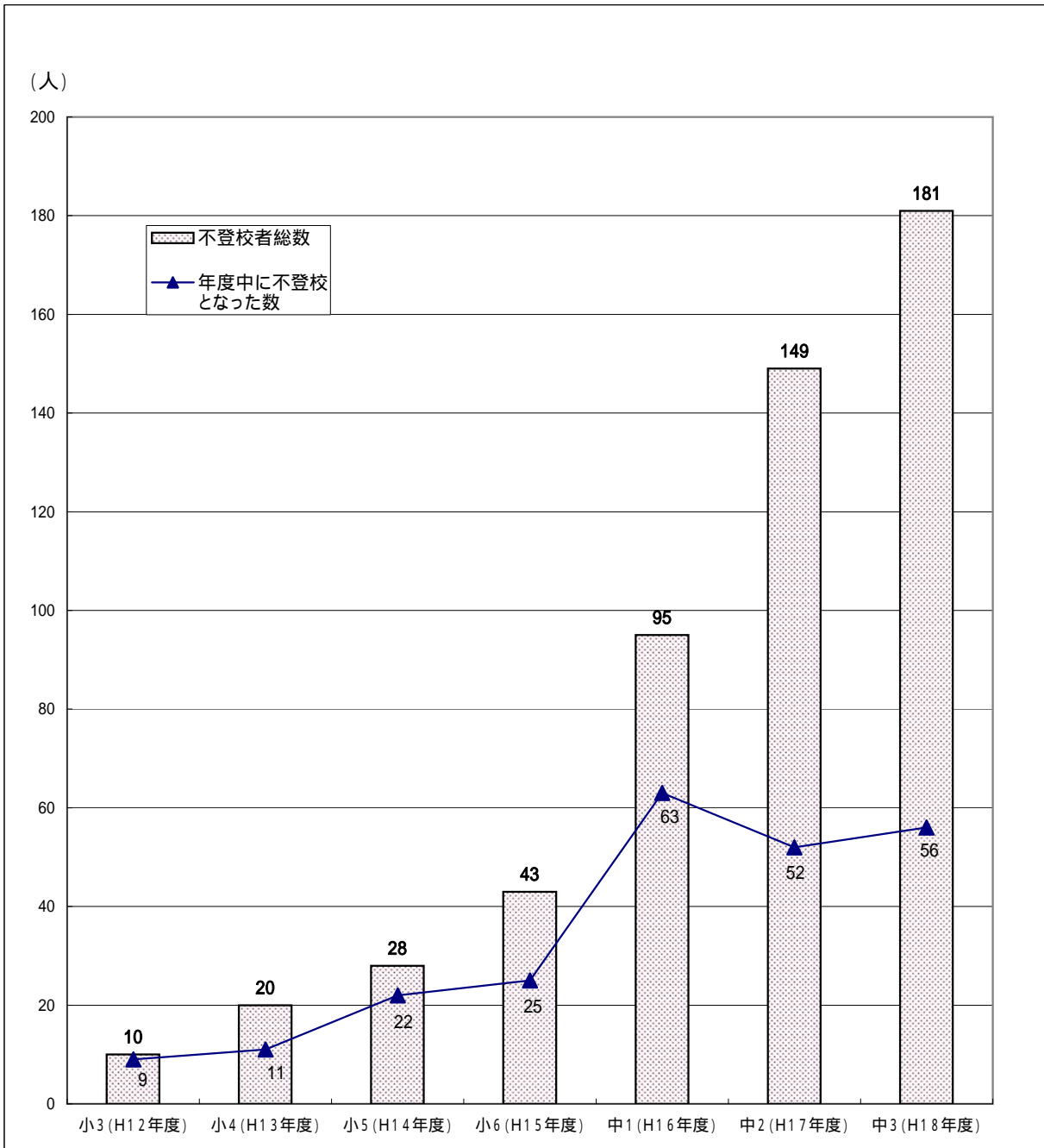


(質問) 勉強が好きだ。(対象: 練馬区立中学校 第1学年)



「平成18年度学力調査研究委員会研究報告書」より

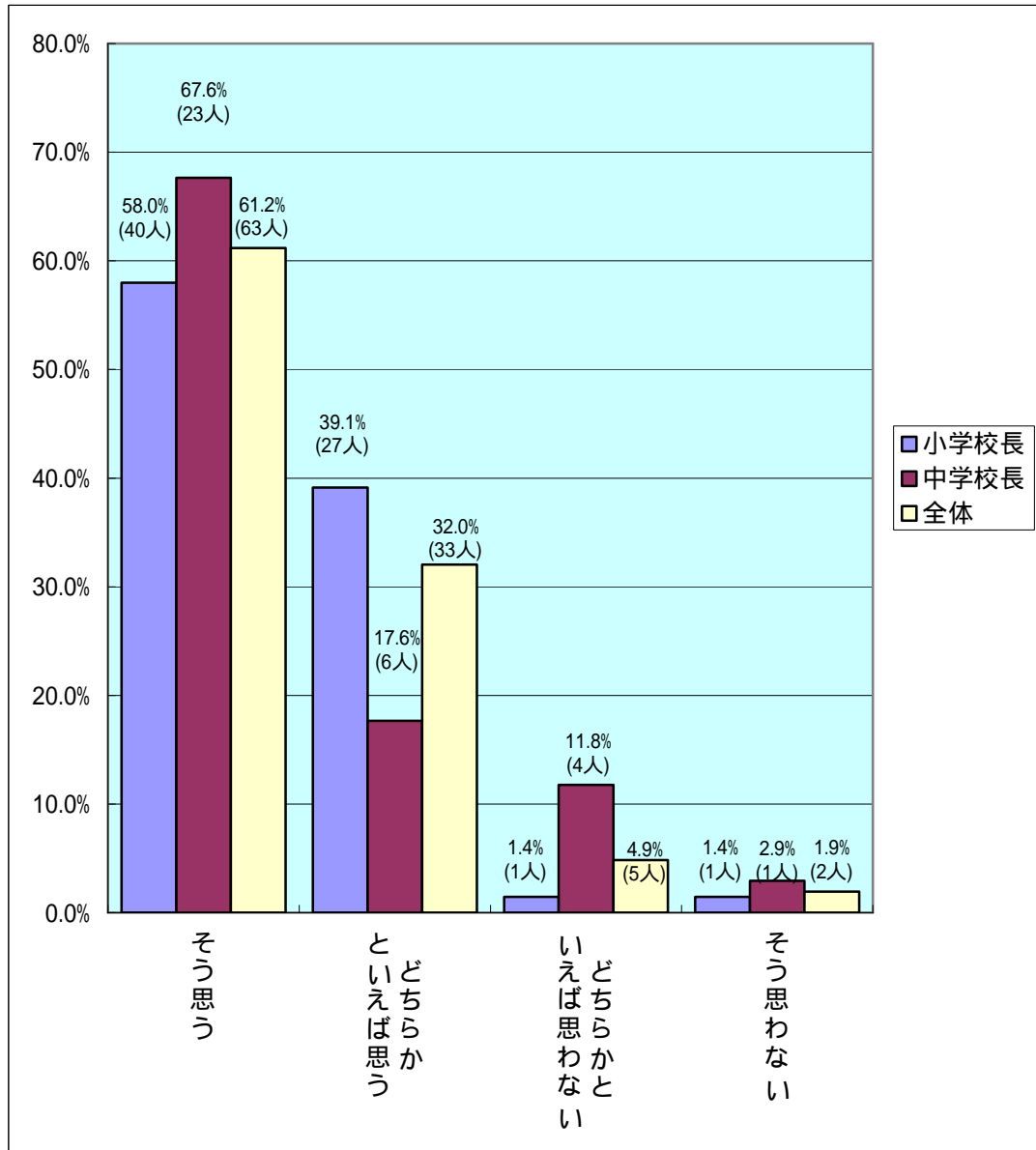
(資料7) 平成18年度中学校3年生の不登校数の経年変化



「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

(資料8) 小中一貫教育についての校長の考え方

(質問) 小中学校を通じて、9年間一貫して指導することや密接な連携を図った指導をすることは、子供たちの成長にとって必要であると思いますか。



「平成19年度小中一貫教育校における教育のあり方に関する校長の意識・意向調査」より

これまでの経過

平成13年10月	21世紀の練馬の教育を考える懇談会発足
平成15年3月	21世紀の練馬の教育を考える懇談会答申
平成18年3月	「練馬区新長期計画」の公表
平成19年4月	教育委員会において「小中一貫教育」について協議開始
9月	教育委員会において「小中一貫教育」について協議終了
10月	練馬区立小中一貫教育校推進委員会の設置
平成20年3月	練馬区立小中一貫教育校推進委員会による「練馬区における小中一貫教育校設置の基本方針」に関する答申
4月	教育委員会による「練馬区立小中一貫教育校設置に関する基本方針（案）」の協議開始
8月	教育委員会による「練馬区立小中一貫教育校設置に関する基本方針（案）」の協議終了
9月	「練馬区立小中一貫教育校設置に関する基本方針（案）」の公表 区民意見反映制度による意見募集
10月	教育委員会による「練馬区立小中一貫教育校設置に関する基本方針」の協議開始
11月	教育委員会による「練馬区立小中一貫教育校設置に関する基本方針」の協議終了 「練馬区立小中一貫教育校設置に関する基本方針」の公表

【担当】

練馬区教育委員会 学校教育部 新しい学校づくり担当課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電話 3993-1111（代表）

5984-1034（直通）

ファクス 3993-1196

電子メールアドレス atgakko@city.nerima.tokyo.jp
